

# 学 会 彙 報

2002年 4月 9日 西日本教育行政学会第24回大会プログラムの発送

2002年 6月 1日 西日本教育行政学会第24回大会開催<鳴門教育大学>

## <研究発表>

佐藤一斎に学ぶ学校経営者の在り方に関する考察

— 『言志四録』と『重職心得箇条』を主な手がかりとして—  
上寺康司 (東亜大学)

アメリカ教育長の役割・専門性とアドミニストレーション

西東克介 (弘前学院大学)

日本版チャータースクール「新教育開発学校」制度の特質と課題

古賀一博 (上越教育大学)

永山 俊 (沖縄県立読谷高等学校)

ロシア連邦における学校の管理運営体制について

高瀬 淳 (藤女子大学)

ロシア連邦における高等教育の国家教育標準に関する一考察

松永裕二 (西南学院大学)

## <シンポジウム>

大学教育改革の現状と課題

シンポジウムの趣旨説明

仙波克也 (広島大学)

地方私立大学と専門大学院設置問題

森川 泉 (広島修道大学)

大学教育改革のボトム・アップ的組織化について

— 授業参観プロジェクトを手がかりとして—

石村雅夫 (鳴門教育大学)

改革に求められる研究者の専門性とは何か

池田輝政 (名古屋大学)

2002年 7月 1日 『教育行政学研究』第23号の刊行

<研究論文>

カリフォルニア州における教員団体交渉に関する研究

－団体交渉プロセスと手続に焦点をあてて－

市田敏之（広島大学大学院）

オーストラリア高等教育の財政改革の動向

－1988年ドーキンス改革まで－

吉田香奈（山口大学）

EU加盟国における看護師養成制度の比較研究

－EUによる教育政策との関連から－

住岡敏弘（東亜大学）

中嶋一恵（長崎女子短期大学）

高瀬 淳（藤女子大学）

高校における教育のバリアフリーに関する一考察

－身体障害者の受け入れについての意識調査をもとにした施設設備のバリアフリー化から－

白石 淳（北海道浅井学園大学）

<文献紹介>

イギリス教育における視学官(HMI)に関する先行研究と史料の検討

高妻紳二郎（九州産業大学）

2002年 8月30日 学会ニュース第45号発行

2002年10月17日 『教育行政学研究』第24号の投稿申し込み用紙発送

2003年 1月30日 西日本教育行政学会第25回大会案内、発表申込書等発送

# 西日本教育行政学会会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は「西日本教育行政学会」と称する。

第2条 本会の目的は、教育行政の研究を促進し、研究上の連絡、情報の交換、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

1. 会員の研究物及び情報の交換
2. 研究会の開催
3. 機関誌「教育行政学研究」の発行
4. その他の事業

## 第2章 会 員

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、教育行政学あるいはこれに深い関係のある学問研究に従事する者で、会員の推薦を受けて本会に入会することを申し込んだ者とする。

第5条 会員は、本会が営む事業に参加し、機関誌上又は研究会を通して、その研究を発表することができる。

第6条 会員は、会費を負担するものとし、会費は年額5,000円とする。

第7条 会員のうち、3年以上会費の納入を怠った者は、本会から除名されることがある。

## 第3章 役 員

第8条 1) 本会に次の役員を置く。

会長、副会長、理事（4名）、監査（2名）、幹事（若干名）

なお、副会長は複数置くことができる。

2) 前項のほか、本会に顧問を置くことができる。

第9条 会長は本会を代表し、副会長との協議の上で会務を裁理する。

第10条 1) 理事は、会長又は副会長を助け、会務に従事する。

2) 幹事は、それぞれ会長及び副会長のもとで会務を補佐する。

第11条 総会は、本会の事業及び運営に関する一般的事項を審議決定する。

第12条 総会は、会長が副会長及び理事との協議の上で召集するものとする。

第13条 1) 役員任期は2年とする。ただし、重任を妨げないものとする。

2) 任期途中で役員交代が生じた場合、その任期は前任者の残任期間とする。

## 第4章 会 計

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

第15条 予算案及び決算書は会長が副会長及び理事との協議の上でこれを作成し、文書により会員に報告し、総会において承認を得るものとする。

第16条 本会の会計年度は、毎年の大会開催日に始まり、翌年の大会前日に終わる。

## 第5章 研究会及び研究物の交換

第17条 研究会は、中国・四国地区及び九州地区において開催する。その開催時期と場所は、会長が副会長及び理事との協議の上で決定する。

第18条 研究物の交換に供する複写は事務局においてこれを行う。その経費は会費より支弁する。

## 第6章 機関誌発行

第19条 機関誌の編集は、編集委員会においてこれを行う。編集、編集委員会その他の刊行についての規程は別にこれを定める。

## 第7章 雑 則

第20条 本会の事業のために別に規定を定めることができる。

第21条 本会の会則及び規定の改正は、総会における実出席会員の3分の2以上の同意によって行なわれる。

### 附 則

本会則は、昭和54年4月1日より施行する。

### 附 則（昭和55年11月9日一部改正）

本会則は、昭和56年4月1日より施行する。

### 附 則（昭和56年11月23日一部改正）

本会則は、昭和57年4月1日より施行する。

### 附 則（昭和57年11月13日一部改正）

本会則は、昭和57年11月13日より施行する。

### 附 則（昭和60年12月7日一部改正）

本会則は、昭和60年12月8日より施行する。

### 附 則（昭和60年11月15日一部改正）

本会則は、昭和62年4月1日より施行する。

### 附 則（昭和62年11月14日一部改正）

本会則は、昭和63年4月1日より施行する。

### 附 則（平成元年11月18日一部改正）

本会則は、平成2年4月1日より施行する。

### 附 則（平成8年5月18日一部改正）

本会則は、平成8年5月18日より施行する。

## 西日本教育行政学会機関誌刊行規程

1. 本会は、機関誌「教育行政学研究」を毎年1回刊行する。
2. 本機関誌は、本会会員の教育行政に関する研究論文を主体とし、会員の研究紹介・文献紹介をも掲載することがある。
3. 機関誌に研究論文を掲載しようと望む会員は、所定の執筆要領に従い学会事務局に応募するものとする。
4. 論文の掲載及び編集に関する事項は、編集委員会の会議において決定する。  
編集委員会は、中国・四国地区2名・九州地区2名によって構成される。  
編集委員の任期は2年とする。但し再任を妨げないものとする。
5. 編集委員会は、レフェリー制にもとづいて投稿論文を審査する。
6. 「教育行政学研究」原稿執筆要領の2に定める枚数をこえる分、ならびに図表については、その印刷実費を執筆者から徴収することがある。
7. 機関誌編集事務についての通信は、「西日本教育行政学会」事務局とする。

### 「教育行政学研究」原稿執筆要領

1. 論文原稿は未発表のものに限る。
2. 論文原稿は、400字詰め原稿用紙30枚以内とする。
3. 原稿は横書きとし完全原稿とする。欧文の場合はタイプすること。なお、日本語ワープロの場合は1ページ45字×38行の7ページ以内とし、A4の用紙に打ち出した原稿とフロッピーの両方を提出するものとする。
4. 表や図は必要最小限において活用し、その印刷位置及び大きさは、あらかじめ執筆者が希望を表示しておくこと。
5. 日本語の表記については、特に事情のあるほかは、「常用漢字表」に準拠すること。
6. 外国人・地名に原語を用いるほかは、叙述中の外国語にはなるべく訳語をつけること。外国語は3字を2画に計算する。
7. 外国語でAbstract(約1365字)を作成し、論文題目の後に挿入すること。
8. 原稿締切は毎年12月15日とする。
9. 注及び引用文献は、論文末に一括して掲げること  
引用法の例 論文の場合：著者、年号、論文名、雑誌名、巻、頁  
単行本の場合：著者、年号、書名、発行所、頁

## 編 集 後 記

学会紀要第24号(2003)が完成しましたので、お届けいたします。新編集委員会の発足が遅れるなど、諸般の事情により刊行が遅くなりましたことをお詫び申し上げます。

今号には研究論文2本と、研究ノート、そして文献紹介が掲載されております。研究論文と研究ノートはいずれも、編集委員による厳正な査読を経たものです。文献紹介は、西東克介会員に、アメリカにおける教育行政と一般行政の専門性を比較分析した研究を検討していただきました。お礼申し上げます。

学会第25回大会(2003年5月24日)において「刊行規定」の改正が行われ、次号から、原則として、執筆者から印刷費は徴収しないことになりました。これを機に投稿数が増え、力作が掲載されるようになることを熱望しております。また、「執筆要領」の枚数規定なども改正されておりますので、ご留意下さい。改正された「刊行規定」と「執筆要領」は本号に掲載されておりますので、ご覧下さい。(加治佐哲也 記)

### 『教育行政学研究』第24号編集委員会

委員長 加治佐 哲 也 (兵庫教育大学)

委員 古 賀 一 博 (上越教育大学)

堀 和 郎 (筑波大学)

松 元 健 治 (広島文化短期大学)

### 教育行政学研究

印 刷	平成15年7月1日
発 行	平成15年7月1日
発 行 者	西日本教育行政学会 〒772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島748番地 鳴門教育大学 学校改善講座 佐竹研究室 TEL088-687-6259
印 刷 所	グランド印刷株式会社 〒770-0941 徳島市万代町6丁目20-15 TEL088-622-8448

## Studies on Educational Administration

---

Jun SHIRAIISHI : A Case Study of the Problems Related to Physically Challenged Students in Their School Lives

Nobuhiko YANAGIBAYA SHI and Kazuo HORI : School-Based Management (SBM) Policy and Role Change of School Board —based on findings of policy evaluation research on SBM by P.Wohlstetter and her associates—

### Research Note

Yoshiharu UEHARA : A Specific Characteristic and a Problem of Further Educational Administration in England : Focus on the Further Education Funding Council for England

### A Selected Bibliography

Katsusuke SAITO : Comparative Professionalism of American School Superintendents and City Managers

---

No.24 Jun 2003

edited by

Nishi Nippon Society for Educational Administration Research